

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (12/18～1/11 実施分) よくあるお問い合わせ

- 特別区及び多摩地域の各市町村の飲食店・カラオケ店が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

営業の形態や名称の如何を問わず、飲食店については、夜22時から翌朝5時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない（終日休業含む）か、あるいは酒類の提供を終日行わない場合に対象となります。

カラオケ店については、酒類の提供の有無にかかわらず、夜22時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない場合（終日休業含む）に対象となります。

- 誰が協力金を受け取ることが出来ますか？

協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮要請に全面的に応じた中小企業・個人事業主等が受け取ることが出来ます。

- 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

要請を行う全期間（令和2年12月18日から令和3年1月11日まで）において、営業時間短縮（終日休業も含む）に、ご協力いただく必要があります。一日単位の協力で協力金を支給するものではありませんので、ご注意ください。

- 申請書はどこでもらえますか？

令和3年1月22日（金）からホームページで入手することができます。また、最寄りの都税事務所・支所、都庁第一本庁舎1階受付でも受け取ることができます。

- 今度の申請には、これまでの協力金でも提出した書類と同じ書類を提出する必要がありますか？

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（8月実施分・9月実施分・11/28～12/17実施分）で支給決定された店舗について、今回も申請をする場合は、提出書類を簡素化する予定です。

ただし、今回は簡素化される申請においても、飲食店営業を行っている店舗（カラオケ店を含む）については、飲食店営業許可書（写）の提出をお願いします。申請される店舗の営業許可書について、予めご準備ください。

○ 飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

「協力金の対象となる23区及び多摩地域の各市町村の『酒類の提供を行う飲食店』及び『カラオケ店』に記載しているフローチャートをご覧ください。

○ 通常は21時閉店ですが、大晦日のみ23時まで営業を行っている蕎麦屋を営んでいます。この場合、令和2年の大晦日の営業を22時までに短縮すれば、協力金の支給対象となりますか？

この場合、通常22時以降営業している店舗とはみなされないため、協力金の支給対象とはなりません。

○ 「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくことが必要です。

○ 「感染防止徹底宣言ステッカー」はどこで入手できますか？

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」(URL: <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>) をご覧ください。

○ パソコンがなく「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示できないが、どうすればよいですか？

協力金の支給要件となるため、速やかに「感染防止徹底宣言ステッカー」を申請の上、掲示いただく必要があります。パソコン・プリンタ等の環境がない場合は、スマートフォンからステッカーの申請を行う際に、郵送配付を希望する旨のボタンにチェックいただくと、後日、都庁からステッカーが郵送されます。詳しくは、東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター(03-5388-0567)までお問い合わせください。

○ 「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示が令和3年1月12日以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？

この場合、協力金の支給対象にはなりません。